

子ども医療費の助成制度の創設について

子どもの医療費助成事業は、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市町村で実施され、全都道府県がそれを支援しており、子育て家庭の福祉の増進に大きな役割を果たしている。

一方、各自治体の財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担額、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居に伴う助成内容の変更等への不満が生じている状況にある。

国においては「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会議論の取りまとめ」（平成28年3月28日）を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を行わないこととしており、一定の進捗がみられたところである。

しかしながら、我が国の喫緊の課題である少子化対策として、引き続き、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に、安心して医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要であることから、次の事項について要望する。

統一した制度の下に、国、都道府県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子ども医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を直ちに全面廃止すること。

平成30年6月11日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇人
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市 長	林 文子
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	熊谷 俊人
	相模原市長	加山 俊夫